

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市人口は、84,625人（令和3年4月末現在）であり、全国的に人口減少傾向の中、市政施行以降人口は伸び続けている。近年、伸びはやや鈍化してきているものの、毎年500人から700人程度、増加を続けており、本市の人口ビジョンにおいては、今後も緩やかに増加を続け、令和22年（2040年）に、88,000人の人口規模を目標に掲げている。

年齢3区分別人口の動向では、14歳未満人口が1990年以降一貫して1.1～1.3万人で横ばいを維持しているが、65歳以上人口は18,624人（高齢化率22.01%）となっている。

当市の産業構造は、全2,754事業所のうち、分類される事業毎に、「卸売・小売業」（26.07%）が多く、次いで「建設業」（9.59%）、「製造業」（7.6%）となっている。一方で、従業員数は、「製造業」が1番多く25.4%次いで「卸売・小売業」が21.07%となっている。

また、市内事業所のうち、常時使用の従業員数300人以下の事業所は99.8%を占めており、市内事業所のほとんどが中小企業である。なかでも、従業員数19人以下の小規模事業所は、約88%である。

中小企業の経営発達は、地域経済の活性化や雇用の受け皿として特に重要であることから、本市の地方創生「総合戦略」にも位置づける中、守山商工会議所と共同で策定した「小規模事業者経営発達支援計画」に基づき、守山商工会議所が行う中小企業の経営改善・発達を支援する相談業務等に対して補助を行うなど各種支援に取り組んできたところである。

今後も引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

「先端設備等導入計画」の認定目標は、計画期間40件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

「先端設備等導入計画」を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業分類は多岐に渡り、先端設備等の種類についても多岐に渡ることが想定されるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市域は、事業所の地域的な集積はないため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業分類は多岐に渡るため、全業種及び全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組は対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる者は対象としない。

(3) 市税を滞納している者は対象としない。